

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国帰国者総合互助ネットワーク

三 代表者の氏名

福岡 典一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字山口五千四十五番地の二 三十九―四―百七

五 定款に記載された目的

この法人は、主に中国帰国者及び中国語を母国語とする在日外国人等の日本語がよく分からない人達に対して、日本で生活していくための行政、医療機関への対応、各種事業者への通訳及び事務を代行する。これらの人々が、一堂に会して音楽やゲーム・食事などの場所の確保と提供を行う。

中国語で介護が受けられるよう、介護サービスを提供すると共に他の介護事業者と連携を図る。

このような人たちに関する生活上の問題を調査・研究する事業、またその実態を広く世間一般に理解してもらい、支援・協力者を募るための広報事業を行う。

講演会・講習会等を通じた教育事業を行うことで、国際都市日本の豊かな多文化・共生社会の実現に寄与する。